

第 14 回新株予約権発行に関する取締役会決議公告

株主各位

2019 年 8 月 14 日

住所 東京都渋谷区広尾一丁目 1 番 39 号
株式会社スカラ
代表取締役社長 椰野 憲克

当社は、令和元年 8 月 14 日催の当社取締役会において、会社法 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社に対し下記の内容の新株予約権を発行することを決議しましたので、会社法第 240 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

記

1 【新規発行（売出）有価証券】

銘柄	種類	発行（売出）数	発行（売出）価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株式会社スカラ第 14 回新株予約権	新株予約権証券	300	30,356,700 円	— 円

（注 1）2019 年 8 月 14 日取締役会決議

（注 2）①新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 100 株

②新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 1,000 円

③新株予約権の行使期間 2019 年 8 月 30 日～2021 年 8 月 29 日

④新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑤新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

⑥新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。

2 【有価証券の募集（売出し）の方法及び条件】

(1) 【募集の場合】

区 分	発行(売出) 数	発行(売出) 価格	資本組入額	申込期間	払込期日
株式の株主割当					
株式のその他の者に対する割当					
株式の一般募集					
(発起人の引受株式)					
株式計(総発行株式)		—	—	—	—
新株予約権証券	300	1,189	—	2019年8月29日～2019年8月30日	2019年8月30日 (割当日～2019年8月30日)
社債(短期社債を除く。)	—		—		
コマーシャル・ペーパー及び短期社債					
カバードワラント					
預託証券及び有価証券信託受益証券					

(2) 【売出しの場合】

該当無し

3 【有価証券の引受けの概要】

該当無し

4 【過去1年以内における募集又は売出し】

(1) 該当無し

以上